

## 「放射線副読本」の問題点に係る質問書

鎌ケ谷市長  
鎌ケ谷市教育長

清水聖士様  
皆川征夫様

2019年9月9日

「民主と自治の会」  
ふじしろ政夫・渡邊俊彦・戸部光枝  
鎌ケ谷市東初富 5-24-50  
047-445-9144

日ごろより鎌ケ谷市民の生活の安全、福祉の向上のためご尽力くださり敬意と感謝を申し上げます。

さて、昨年暮れに文部科学省から各学校へ送付された「放射線副読本」（小学生のための・中学生高校生のための、平成30年9月）の内容について多くの方々から問題点が指摘されています。滋賀県野洲市教育委員会はこの副読本の回収を進めていると聞き及びます。

そこで副読本の内容について鎌ケ谷市教育委員会としてはどう判断しているのか？また、副読本の回収などその対応をどう考えておられるのかお伺いしたいと存じます。

“中学生・高校生のための副読本”より質問させていただきます。

①“人工放射線によるものでも自然放射線によるものでも人体への影響に違いはありません”（P8）

Q、地球45億年の間に生物が対応してきた自然界の放射線からの影響と、今人工的に出された放射線とを同じに扱えないと思われまます。この点についてどう考えますか？

②“1ミリシーベルトの外部被曝と1ミリシーベルトの内部ひばくでは人の健康への影響の大きさは同等とみなせまます”（P10）

Q、外部被曝と内部被曝の体への影響が違うのは、低線量内部被曝（ペトカウ効果）の実験結果からも明らかです。それを同等と言っているのでしょうか？

③“100ミリシーベルト以上の放射線を人体に受けた場合には、がんになるリスクが上昇するということが科学的に明らかになっています。しかしその程度について国立がん研究センターの公表している資料によれば100～200ミリシーベルトの放射線を受けたときのがん（固形がん）のリスクは1.08倍であり、これは1日に110gしか野菜を食べなかったときのリスク（1.06倍）や高塩分の食品を食べ続けたときのリスク（1.11～1.15倍）と同じ程度となっています”（P10）

Q、100ミリシーベルト以下においても放射線によってDNAが切断され、がん以外の疾病の発生など健康に影響があることは原爆訴訟においてすでに明らかになっています。“100ミリシーベルト以下は健康に有意なし”という考えを押し広げてよいのですか？お答えください。

Q、がんのリスクを食物からのリスクと放射線からのリスクと並べることは果たして放射線の健康への影響を考えると適当なのでしょうか？食生活習慣の

問題と原発事故から漏洩してしまった放射線の体への影響を同じ土俵で考える考え方はおかしいと思われます。これでは放射線は安全だといっているようなものです。このような考え方で本当によいのでしょうか？交通事故にあったときの死亡リスクと自殺による死亡リスクと放射線による死亡リスクを比べているようなものです。おかしいと思います。どう考えますか？

④ “病院の X 線（レントゲン）撮影などによって受けるわずかな量の放射線で健康的な暮らしができなくなるようなことを心配する必要はありませんが・・・”（P10）

Q、日本は世界でもっとも X 線や CT など医療被曝が多いと警告を受けていることを無視してこのような説明をすることは誤りなのでは・・・？

⑤福島第一原発事故について“放出された放射性物質の量は・・・チェルノブイリ原子力発電所事故の 7 分の 1 であり・・・検査を受けた全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされています”（P12）

Q、本当にこう言い切ってしまうていいのでしょうか？事故のレベルはチェルノブイリ事故と同じ「深刻な事故 7」とされているのに。小児性甲状腺がんの発症は 200 名以上だし、高線量の放射性物質が福島県の野山には堆積しています。さらに今でも崩壊した福島第一原発事故現場から放射性物質が放出されている現実を見るならば“健康に影響が及ぶ数値ではなかった”というのはおかしいなことです。どう考えますか？これでは福島原発事故の放射能を心配するなと言っているようです。見解をお伺いします。

⑥ “今回の事故後 4 ヶ月間において体の外から受けた放射線による健康影響があるとは考えにくいとされています。・・・健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされています”（P14）

Q、福島原発事故による放射線の身体への影響をこのように表示してしまうことは非常に問題があります。いわゆる「原発事故子供被災者支援法」（全国会議員が同意した）のなかでも放射性物質の身体への健康への影響についてはまだわからないところがあるので～と被曝者に寄り添って健康チェック（財政的にも支援して）をしていくといっているのに“健康に影響がない”と言い切ってしまうこの文章をどう考えますか？

⑦以上のような問題のある記述がほかにも多く記載されています。また、前回までの副読本にあった“子供の放射線に対する感受性”“放射線量と健康被害との比例関係”“低線量被曝の健康影響の不確実性”などが記載されず、まるで原発事故は終わってしまったかのような記述で、しかも放射線は怖くないと、新たな原発安全神話・放射線安全神話を作り出そうとしているとしか思えません。鎌ヶ谷市教育委員会はすべての副読本を回収すべきだと思われます。お答えください。

\*①～⑦への回答を 9 月 25 日までに文書にて回答されることを要望いたします。よろしくお願ひ申し上げます。



令和元年9月30日

「民主と自治の会」  
ふじしろ 政夫 様  
渡邊 俊彦 様  
戸部 光枝 様

鎌ヶ谷市長 清水 聖士



### 「放射線副読本」の問題点に係る質問書について（回答）

令和元年9月9日付けで要望のあったこのことについて、教育委員会からの報告を踏まえ、下記のとおり回答いたします。なお、副読本の編集主体が国であり、その解釈については市としては限界があることをご理解くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 ①のご質問について

ご指摘の文章の前に、「放射線を同じ期間に同じ量を受けるのであれば、」という条件が付加されています。この条件の下であれば、人工放射線も自然放射線も同じ影響を与えるものであるため、このような記載になったものと理解しております。

#### 2 ②のご質問について

シーベルトという単位は、放射線が人体に与える影響を表す単位となります。言い換えると、単位時間当たりの影響ではなく、影響を与える総量を表していますので、記載の表現になったものと理解しております。

#### 3 ③のご質問（1点目）について

「放射線副読本」には、「100ミリシーベルト以上の放射線を人体が受けた場合には、がんになるリスクが上昇するということが科学的に明らかになっています」という記述がありますが、環境省のデータなどに同様の趣旨の記述がありません。100ミリシーベルト未満の低線量被ばくの影響については言及されているわけではありませんので、表現の仕方そのものについて見解を申し上げる立場にはありません。

#### 4 ③のご質問（2点目）について

「確率的影響」を理解しやすくするための比較表現と理解しますが、表現の仕方

そのものに見解を申し上げる立場にはありません。

#### 5 ④のご質問について

医療被ばくについては、本副読本の8ページのグラフ「1年間に日常生活で受ける放射線の量」で、様々な被ばくの中で日本は医療被ばくによる割合が高いことが示されています。また、ご指摘の文章の後に、「これから長く生きる子供たちは、放射線を受ける量をできるだけ少なくすることも大切です。」という記載があります。

#### 6 ⑤のご質問について

ご指摘の文章の前には、「福島県が平成30年4月までに県民等に対して実施した内部被ばくによる放射線の量を測定する検査の結果によれば、」と記載があり、この記載の出展は、14ページの同様の記述の出展と同じ「福島県民健康調査」のウェブサイトだと思われます。このウェブサイトには「平成30年6月分の内部被ばく検査の実施結果」とあり、「ホールボディカウンタによる内部被ばく検査結果」として、「全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかった。」と記載されております。したがって、ご指摘の文章は、「ホールボディカウンタによる内部被ばく検査結果」であり、総合的に健康に影響があったか否かについて言及されているわけではありませんので、表現の仕方そのものに見解を申し上げる立場にはありません。

#### 7 ⑥のご質問について

ご指摘の文章の前には、「福島県が実施した内部被ばく検査の結果によれば、」と記載があり、その出展が福島県のウェブサイト「平成30年6月分の内部被ばく検査の実施結果」とあります。このウェブサイトには、「福島県民健康調査」の「ホールボディカウンタによる内部被ばく検査結果」とあり、また、「全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかった。」と記載されております。したがって、ご指摘の文章は、「ホールボディカウンタによる内部被ばく検査結果」であり、総合的に健康に影響があったか否かについて言及されているわけではありませんので、表現の仕方そのものに見解を申し上げる立場にはありません。

#### 8 ⑦のご質問について

補助教材の取り扱いについては、学校教育法第34条第2項に規定されているほか、文部科学省からもその適切な利用について通知がなされており、その通知に沿って利用しております。なお、基本的には、本市作成の資料「放射線について考えてみよう」を活用している状況にあります。

# 文科省が作ったものなら・・・

## 何の意見も言わない？

### 鎌ケ谷市として放射線についての考えがない？

2011年3・11の福島第一原発事故から8年半たっていますが、今年の12月文科省は改訂版の「放射線副読本」(小学生のための、中学生・高校生のための)を各学校へ配布しました。

福島原発事故の記述が少なくなり、「今回の事故・・・放射線による健康影響があるとは考えにくい・・・健康に影響が及ぶ数値ではなかった」や「100～200ミリシーベルトの放射線を受けたときのがんのリスクは・・・1日に110gしか野菜を食べなかったときのリスクと・・・同じ程度」といった記述が多くあり、“放射線の安全神話復活か”と多く人々から批判されています。

滋賀県野洲市教育委員会は、問題が多すぎるとこの副読本を回収しています。

千葉県教育委員会にたずねると「この問題は県でなく、各市町村教育委員会の独自の判断で対処してください」とのこと。

そこで、副読本の内容の諸問題についてどう思うか？、副読本を回収すべきでは？との質問書を2019年9/9に鎌ケ谷市に提出しました。

清水聖士鎌ケ谷市長から回答(9/30)がありました。しかし文科省の作ったものだから鎌ケ谷市として何の意見も言えないかの回答内容にがっかり。

副読本の内容について質問しているのに鎌ケ谷市の見解を答えず、文科省がどのように表現しているので「表現の仕方そのものに見解を申し上げる立場にはありません」との回答です。

特に“今回の事故で・・・健康影響があるとは考えにくい”との記述はおかしいのでは？と問うても鎌ケ谷市の回答は、「福島県民健康調査のウェブサイトに記載されている検査結果が書かれているのです」「総合的に健康被害があったか否かについて言及されているわけではありませんので」「表現の仕方そのものに見解を申し上げる立場にはありません」と完全に判断を拒否しています。

原発事故で多くの健康被害が生じているのは事実です。200名以上の小児甲状腺がんを原発と関係なしといい続ける放医研・国・福島の立場こそ問題なのです。鎌ケ谷市も一個の自治体としての放射線に関する考えを持って主体的に立場を表明すべきです。

副読本を回収すべきという質問への回答は、補助教材の取り扱いを述べるだけで、なぜ回収しないかはまったく答えていません。

脱原発宣言をしてくれとまで言ってるわけではないのです。(脱原発首長会議に参加してもらいたいですけど今は問いません)子ども達に誤った副読本で教育してほしくないからです。

鎌ケ谷市という自治体としての主体性を持たなければ地方自治も実現できません。